

Title	問題解決実践と総合政策学：中間支援組織という場の重要性
Sub Title	
Author	大江, 守之(Ōe, Moriyuki) 平高, 史也(Hirataka, Fumiya)
Publisher	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
Publication year	2005
Jtitle	総合政策学ワーキングペーパーシリーズ (Policy and governance working paper series). No.82
JaLC DOI	
Abstract	本稿では、総合政策学の本質は各種課題を解決していくうえで広義の「実践」を行なうことにある、という認識にたつて二つの実践例をやや詳細に記述するとともに、実践活動の位置づけおよび大学ないし研究者の位置づけを行なった。実践例の一つは、少子高齢化社会における安定居住を支援する仕組みに関するものであり、従来の多くの公共政策分野や関連組織を集合して居住政策という新しい問題対応システムを構成することを提言し、またその実践状況、研究成果、今後の研究課題について述べた（大江が担当している事例）。いま一つの実践例は、徐々にではあるが確実に多言語多文化化する日本社会における言語政策のあり方に関するものであり、その実践活動と成果を取りまとめた（平高が担当している事例）。二つの例とも、大学がいわば「中間支援組織」として大きな役割を持つ必要性と可能性を示唆している。
Notes	21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA76859882-00000082-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

問題解決実践と総合政策学

——中間支援組織という場の重要性——

大江守之*・平高史也**

2005年11月

21世紀COEプログラム

「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

本稿は、大江守之・岡部光明・梅垣理郎（編）『総合政策学—問題発見・解決の方法と実践—』（慶應義塾大学出版会）に集録される予定である。

* 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科／総合政策学部（oe@sfc.keio.ac.jp）

** 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科／総合政策学部（anf@sfc.keio.ac.jp）

問題解決実践と総合政策学
——中間支援組織という場の重要性——

大江守之・平高史也

【概要】

本稿では、総合政策学の本質は各種課題を解決していくうえで広義の「実践」を行なうことにある、という認識にたつて二つの実践例をやや詳細に記述するとともに、実践活動の位置づけおよび大学ないし研究者の位置づけを行なった。実践例の一つは、少子高齢化社会における安定居住を支援する仕組みに関するものであり、従来の多くの公共政策分野や関連組織を集合して居住政策という新しい問題対応システムを構成することを提言し、またその実践状況、研究成果、今後の研究課題について述べた（大江が担当している事例）。いま一つの実践例は、徐々にではあるが確実に多言語多文化化する日本社会における言語政策のあり方に関するものであり、その実践活動と成果を取りまとめた（平高が担当している事例）。二つの例とも、大学がいわば「中間支援組織」として大きな役割を持つ必要性と可能性を示唆している。

キーワード：協働、中間支援組織、高齢者居住政策、グループリビング、当事者、言語政策、多言語多文化社会、プロセス

はじめに

書籍『総合政策学——問題発見・解決の方法と実践——』においては、総合政策学の定義が複数登場する。われわれは「総合政策学とは何か」について多くの議論を重ねて来ており、その共通理解のもとで各著者が研究領域の文脈に合わせて総合政策学を論じている。今後これらが統合されてより豊かな総合政策学概念が成立するものと考えられるが、ここでは以下のように定義して、議論を展開することとしたい。すなわち、「総合政策学は、行政的解決、市場的解決が十分に届かないが、社会的な解決が必要な課題に対して、多様な主体の協働による解決の仕組みを提案し、実証実験や先駆的事例への関与を通して、その仕組みの有効性や改善点を明らかにし、必要に応じて行政機構、市場機構の関与を働きかけ、その仕組みの普及・移転の途を拓く学問」である。

われわれは、これまで総合政策学を、問題発見とその解決に向けた政策の提案・実施・評価の一連のプロセスを通して、「ガバナンス=協治」のあり方を研究する学問であるとも述べてきた。冒頭の定義は、「問題発見」の対象を「行政的解決、市場的解決が十分に届かないが、社会的な解決が必要な課題」、また「政策提案」を「多様な主体の協働による解決の『仕組み』の提案」、さらに「実施・評価」を「実証実験や先駆的事例への関与を通して、その仕組みの有効性や改善点を明らかにし、必要に応じて行政機構、市場機構の関与を働きかけ、その仕組みの普及・移転の途を拓く」とそれぞれ明確化したものである。

問題解決実践に取り組むためには、この一連の取組みを行う領域を決める必要がある。確立された学問であるならば、そうした領域が可視化されており、それらをベースに新たな領域もつくられていくが、われわれはまずどのような領域があるかから始めなければならない立場にある。そこで、われわれが採用したアプローチは、文部科学省 21 世紀 COE プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点——ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して——」（以下「政策 COE」と略称）に参加しているそれぞれの研究グループが、これまで培ってきた研究資源を活用することによって、問題解決に結びつけることができるドメイン¹⁾を明確化する、ということであった。しかし、個々ばらばらにこうしたアプローチをとった場合、5 年間という限られた時間で総合政策学の先導拠点を形成することは困難であることが見通された。このため、各研究グループが明確化しようとするドメインが共通の基盤の上に展開されることが必要であるとの認識に立ち、それをわれわれは「ヒューマンセキュリティ」に求めたのである。

「ヒューマンセキュリティ」概念は、生存、生活、尊厳を脅かされている当事者とその現場から問題を捉えようという発想に基づいており、また問題を客観的に捉えることに留まらず、問題解決に積極的にコミットすることを含意している²⁾。この点は総合政策学の考え方と通底している。われわれは、ヒューマンセキュリティという大きなドメインのなかに、「地域安全環境」、「グローバル市場

1) 榊原 (1992) はドメインを以下のように定義している。「組織体やりとりする特定の環境部分のことをドメインという。ドメインは組織体の活動の範囲ないしは領域のことであり、組織の存在領域といいかえてもよい」。ここでは、これをより目標概念的意味合いで用いている。

2) 詳細は、梅垣 (2005) を参照。

環境]、「持続的生活環境」という中間的ドメインを置きながら、八つの個別問題ドメインを置いてスタートした³⁾。本稿では、そのなかから二つの個別問題ドメイン、すなわち「少子高齢社会における安定居住支援システム」と『『ヒューマンセキュリティの基盤』としての言語政策』を取り上げ、政策形成と実践に研究者や研究組織がどのようにコミットするか、実践のなかで研究をするとはどのようなことなのか、実践と研究の関係が個別事例の枠内に終わらずに、仕組みの移転・普及につながるためにどのような場の設定が必要なのか等について考えていこう。なお、この二つのドメインは、今後わが国において一層大きな社会問題となるテーマ群を含んでおり、また国、地方公共団体、コミュニティ等のさまざまな地域スケールでの解決の仕組みが必要とされるなかで、コミュニティレベルにおける解決が重要であるという点で共通性を持つものである。

1 少子高齢社会における安定居住支援システム

1-1 高齢者居住政策というドメイン

少子高齢社会における安定居住支援システムの研究は、障害者や子育て中の人々など居住に係る社会的支援が必要な人々をすべて対象とするが、われわれがこれまで力を入れて研究してきたのは高齢者居住の分野である。

戦後のわが国において、これまで居住政策が明示的に扱われたことはなかった。しかし、急速な高齢化の進展、子ども数の少ない世代の後期高齢期への突入、家族意識の変化、それらの帰結としての高齢夫婦のみ世帯・単独世帯の急激な増加、長期化する高齢期における自立志向の高まり、介護保険制度導入に伴う高齢者居住施設の多様化などを背景として、高齢期を、誰と、どこで、どのような形式・所有関係の住宅に、どのような支援を受けながら暮らすかという問題領域が形成されてきた。これに対応して、ハードウェア（住居等）とソフトウェア（支援サービス）をどのように組み合わせる提供するか、その供給主体をどのように育成するか、誰がどのようにコストを負担するかといった高齢者居住政策の領域が明確になりつつある。

現状において高齢者居住政策を国レベルで担っているのは、主に国土交通省による住宅政策・都市政策、厚生労働省による高齢者保健福祉政策であり、市町村が政策の実施主体の中心になる方向で枠組みは作られてきている。しかし、住宅政策・都市政策はバリアフリーの推進というハード整備に重点があり、住情報提供や家賃補助といったソフト分野は限定的で、かつ着手されたばかりである。一方、高齢者保健福祉政策は介護保険制度の導入によって大きく進展したが、要介護高齢者を主たる政策対象としており、その点でまず限定的である⁴⁾。そのなかで居住政策と関連が深い入所施設（Residential Institution）が量的・質的に大きく変化し、施設サービスの場となる特別養護老人ホーム・介護老人保健施設や、特定施設入所者生活介護という居宅サービスメニューを前提とした民間による有料老人ホームの整備が進んだ。こうした進展は、同時に、要介護ではないが暮らしに不安を抱える高齢者が、

3) <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/about.html>>を参照。

4) 2005年6月に介護保険法が改正され、介護予防を重視する方向へと転換が図られた。今後段階的に施行されるが、要介護・要支援高齢者以外の高齢者を対象とした施策の展開は市町村に委ねられる部分が大きく、総合政策学アプローチが有効な場面が増加すると考えられる。

できる限り自立して暮らすための仕組みが不十分であることを浮き彫りにした。住宅をバリアフリー化するだけでなく、また施設内で居住とケアサービスを一体的に提供するだけでもない、新たな仕組みの必要性が明確になってきたのである。

われわれはこの仕組みを以下の1)～3)の三つの側面から研究を進め、さらにそれらを位置付ける研究として4)を行っている。

- 1) 高齢者の自立を支える新たな居住スタイルとしてのグループリビング
- 2) 高齢者の住替ニーズの把握と情報提供システム構築
- 3) 高齢者の包括的地域支援システム構築（ニーズとサービス資源の結び付け）
- 4) 高齢者の居住構造とそその変化の分析・予測、および制度との関連

このなかから、次の1-2において、1)の高齢者グループリビングを取り上げ、問題解決実践と総合政策学研究の関係について考える。ここで得られた知見との関連において、1-3で2)、3)に言及する。なお、4)については、高齢者居住支援政策全体を俯瞰し、個々の活動や研究を位置付ける上で重要なテーマを扱っており、この分野の研究なしに高齢者グループリビングの重要性を認識することは困難なほどであるが、実践と研究というテーマから少し離れるため、ここで簡単に触れるにとどめよう。大江（2003、2004a）、Oe（2005）は、人口・世帯の動向と見通しをもとに、住宅需要構造がどのように変化しつつあるかを大都市圏の都市構造も含めて論じたものである。また、Fujii & Oe（2004）、藤井・大江（2005）は、新しく考案した測度を用いて大都市圏郊外地域における高齢化を世代交代という観点から分析し、孤立しがちな高齢者がいつ、どの地域で相対的に多く発生する可能性があるのかを明らかにしている。これらは高齢者居住政策へのニーズを把握する上で重要な位置を占める研究である。

1-2 高齢者の自立を支える新たな居住スタイルとしてのグループリビング研究

高齢者居住政策の重要な柱の一つに、高齢者の新しい居住形態をつくる、という領域がある。今、それを「高齢者グループリビング」と呼び、以下のように定義しよう。すなわち、「複数の住戸（または居室）と共同生活空間から構成される住宅において、コミュニティのなかのさまざまな資源による食事・清掃・健康維持等に関する基礎的生活支援サービスを受けながら、高齢者が安心して自立した暮らしを目指す住まい方」である。ここで重要なのは、この住まい方が、介護保険によるサービスを前提としたものではなく、自立した暮らしを目指しているという点である。もちろん、介護サービスに対応しないということではない。

グループリビングでは、住宅は基本的に賃貸借契約を結んで入居し、その上で生活支援サービスは別に事業者と契約する、つまり、居住サービスと生活支援サービスを分離することが仕組みの基本である。この二つのサービスが一体的な形態は、制度上はどうであれ、一主体が管理運営する「施設」的なものになってしまう。高齢者グループリビングは「施設」居住ではないのである⁵⁾。以下、図を

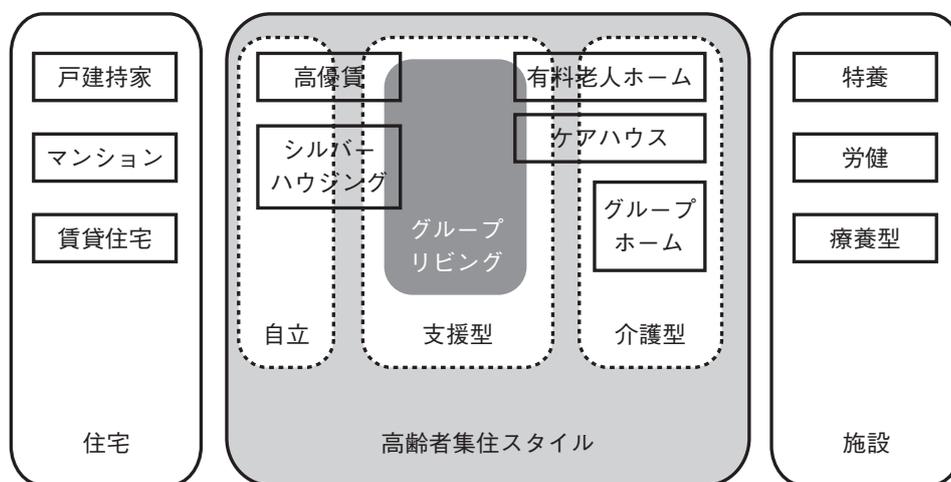
5) 施設とは何か、「施設ではなく住宅だ」とされる認知症高齢者グループホームが実質的に「施設」である点については大江（2004b）を参照のこと。

用いてグループリビングの位置付けを簡単に述べておこう。

図1は、高齢者居住の類型化を試みたものである。「施設」は介護保険上の施設サービスの対象となるもので、「住宅」は家族とあるいは一人で住む所である。その間に集住を前提とした高齢者集住スタイルが幅広く存在する。これを概念上、介護型、支援型、自立型に類型化する。介護型は介護保険上、特定施設入所者生活介護や認知症対応型共同生活介護の対象となる、実質的に施設介護が行われる場である。一方、自立型はバリアフリー仕様や緊急通報装置が備わった高齢者対応型住宅における居住で、LSAなどの見守りサービスが付く場合があるが、それ以上の生活の共同性は前提としないタイプである。その中間に支援型が存在し、グループリビングはここに含まれる。有料老人ホームやケアハウスのなかで、介護保険上の特定施設でないものは支援型に分類できるが、これらは居住と支援サービスを一括して契約し、管理運営を一主体に任せてしまう点で「施設」に近い（実際に制度上は「施設」である）。このようにみていくと、現在、われわれが選択できる高齢期の住まい・暮らしの形は、暮らしに係わるさまざまなことを自分で行うか、その多くを管理者に委ねてしまうかのどちらかに限られ、その中間にある、必要な支援を受けながら自立して暮らすという選択肢がほとんどないことに気づかされる。

支援型の有料老人ホームやケアハウスで良いではないか、施設的で何ら問題はないのではないかという意見もあるだろう。もちろんそうした選択肢があることも大切である。しかし、運営管理者がいる生活の場は、どうしても問題解決を管理者に委ねてしまいがちになる。つまり、問題解決の方法として「ヒエラルキー・ソリューション」(金子 2002)を選択する方向に行ってしまう。運営管理者を置くという形態は、そのコストを回収するために運営規模を大きくする方向にベクトルが向き、結果的に入居者同士のコミュニケーションが取りにくくなる可能性がある。また、問題が起きないように管理運営が目指されると、入居者は自らの行動や言動を自己規制してしまうおそれも出てくる。もちろん、施設運営に当たる人々はこうしたマイナス面を補う工夫をされていると考えられるが、入居者個人が持っている自発的問題解決能力が活かされにくいという本質的弱点は依然として残る。逆に言

図1 高齢者居住の類型とグループリビングの位置付け



うと、高齢者グループリビングの最大の特徴は、入居者個人の問題解決の力を引き出す仕組みだということである。

このような仕組みの必要性が拡大している背景として、高齢者の属性が急速に変化しつつある点に注目する必要がある。上述した位置付けの研究から簡単に紹介しておこう。2000年には1935年生まれが、2005年には1940年生まれが65歳に達する。わが国の大都市集中を牽引したのは1930年代以降に生まれた世代であり、彼らは20代前半までに大都市に移動し、そこで結婚し、核家族をつくって郊外に住宅を求めた。大都市の郊外が急速に拡大したのは1960年代後半から1980年代であり、1935～55年生まれがその中心を占めたのである。つまり、これから高齢期に入ろうとしている世代は、都市生活者へ急速にシフトしていくということである。また、平均2人の子どもを持った彼らは、子どもとの同居を選択しない傾向を強めている。そして、団塊の世代を含むことからわかるように、量的に巨大である。数字を使って説明しよう。

2000年現在、約2200万人の高齢人口は、2020年までにさらに1260万人、57%増加して3460万人近くになる（国立社会保障・人口問題研究所2002a）。この間、東京圏（1都3県）では、482万人から892万へ410万人、85%増加する（同2002b）。また、全国において単身高齢者は2000年の303万人から2020年の635万人へと2.1倍になり、高齢者に占める割合も13.8%から18.3%へと上昇するのに対し、東京圏では75万人から182万人へ2.4倍増加し、高齢者に占める割合は15.6%から20.4%へ上昇する（同2003、2005）。このように、今後、歴史の浅い大都市郊外において、介護は必要としないが、孤独や不安を抱え、一方でできるだけ自立した暮らしを営みたいと考える高齢者が大量に生まれてくると見通されるのである。また、彼らの多くは一定の蓄えと年金によって、自分らしい暮らしを選択できる自由度も持ち合わせている。

高齢者グループリビングをつくる活動は全国各地で萌芽的に展開が始まっており、その多くはNPOによって担われている。その代表的な組織として「NPO法人COCO湘南」がある。1999年に「グループリビングCOCO湘南台」を立ち上げ、そこでの試行錯誤を踏まえつつ、現在第3号のグループリビング立ち上げに取り組んでいる。しかし、こうした展開を可能にしているNPOはわれわれが調査した範囲では他にはなく、個々のNPOがそれぞれ工夫しながら個別にグループリビングの設立・運営を行っているのが現状である。こうした現状を踏まえ、COCO湘南の主要メンバーは彼らが培った仕組みの普及・移転に取り組もうとしており、われわれもそれに協力している⁶⁾。

高齢者グループリビングは社会的に普及・浸透することによって、これからの超高齢社会が少しでも安定的な方向へ向かっていくことを可能にする仕組みであり、個々の運営主体であるNPO（これから運営主体になろうとするものも含めて）を支援することに大きな意義がある。具体的には以下のような個別課題への対応—実践的研究テーマがある⁷⁾。

1) 住宅計画：規模、機能配置、動線、設備等

6) 2005年10月12～13日「高齢者グループリビング〈本気で作りたい人のための集中セミナー〉」（主催：COCO交流ネット、総合企画：慶應義塾大学総合政策学部大江守之研究室）

7) 修士論文ではすでにこれらに取り組んでいる。そうした研究室の成果を踏まえ、今後の研究展開を展望した論文に大江（2005）がある。

- 2) 事業形態：事業方式、資金調達、補償、契約関係等
- 3) 運営形態：運営主体、外部支援サービスの組織化・育成、地域社会との連携等
- 4) 参加・共同：居住者の参加・共同のあり方、コーディネータの役割等

このような課題に対応するために、個別運営 NPO がネットワークを作るという方法もある。たしかに個々の経験から学びあうことは重要であるが、それだけでは必要な情報が十分に行き渡らない。特に、これからグループリビングを始めようとする主体に対して整理された情報提供が円滑に進まないおそれがある。建築、法律、経営、金融、栄養・調理、医療・看護・介護、地域社会関係、組織論等の専門知識を背景に、グループリビングの運営実態と社会的背景を的確に分析しながら、グループリビングの設立・運営主体に対して、役に立つ整理された情報を提供することが必要である。

こうした活動を継続的に担う主体として最も望ましいのは中間支援組織であろう。そして、ここに総合政策学の研究グループが参加すれば、問題解決に必要な情報の収集と分析、それに基づく提案を迅速かつ的確に行える可能性が高い。すなわち、上記の個別課題への解決策を提案しつつ、統合的にグループリビング支援政策を立案し、実施に際して各アクターがどのような役割を果たすことが望ましいかの選択肢を提示することは、総合政策学アプローチそのものであるといえよう。

1-3 高齢者居住政策研究と中間支援組織

中間支援組織を通して、問題解決実践に関与することは、1-1 で列記したなかの「高齢者の住替ニーズの把握と情報提供システム構築」や「高齢者の包括的地域支援システム構築（ニーズとサービス資源の結び付け）」においても有効であると考えられる。

「高齢者の住替ニーズの把握と情報提供システム構築」は、高齢者居住情報提供分野においてわが国で最も活発に活動している NPO 法人シニアライフ情報センターが 10 年以上にわたって実践してきた領域である。理事・事務局長の池田敏史子氏が特別研究教員として、われわれの研究グループに参加し、協働が進行中である。シニアライフ情報センターは、高齢期の住まい探しをしている高齢者やその家族を個人会員、ケアハウス等の運営主体を法人会員とする会員組織を基盤としている。個人会員に対しては、定期刊行物、セミナー、見学会を通して情報提供を行い、個別の相談にも応じている。一方、法人会員に対しては個人会員を紹介することはせず、ユーザーの考え方を集約して伝え、またユーザーを代表して運営に対する助言を行っている。シニアライフ情報センターは NPO を支援する NPO ではないが、当事者と事業者の中間にあって当事者を支援し、一方で当事者の考えを集約して事業者の運営改善を支援するという意味の中間支援組織として機能している。ここに研究機能が加わることによって、当事者の声をもとに、現在はまだ社会的に提供されていない新しいサービス提供形態を仮説的に提示し、事業者や行政の意見を聞きながら、具体的な政策提案にしていくことが可能である。

「高齢者の包括的地域支援システム構築（ニーズとサービス資源の結び付け）」は、現在、中間支援組織として活動している「市民セクターよこはま」との協働を実践中である。市民セクターよこはまは、平成 16 年度に、横浜市とのパートナーシップ事業として、「暮らしを支える生活術マトリック

モデル作成と市民力を活かした新システムの研究」を実施しており、われわれの研究グループが全面的に協力している。この調査研究事業は高齢者に限らず、地域のなかに何らかの支援を求めているニーズがどのようにあり、それに応える地域資源がどのように存在し、またそれらをどのように組み合わせればニーズに応えることができるのかを研究している。このケースは中間支援組織を大学の研究グループが支援して、中間支援組織の活動を強化するというタイプである。

以上のように、高齢者居住政策という総合政策学におけるドメインにおいては、総合政策学の研究グループが中間支援組織という場を得ることによって、問題解決実践に関与しながら必要な研究テーマに取り組むことができる。そこで必要な活きた情報を収集しながら、研究成果を活動主体にフィードバックし、推進しようとする仕組みの実効性を評価できるのである。つまり、問題解決実践と研究を結びつけるためには、実践の本当の前線にいるのではなく、一步引きつつ前線で起きていることの情報をも的確に分析し、対応策を組み立てて前線に返す「場」が必要なのである。また、この場においてより大きな方向性を考えるための気づきを得ることもでき、行政に対して制度提案へつなげることができる。われわれは積極的に中間支援組織の設立に関わり、自ら「場」をつくっていくことが必要だろう。もちろん中間支援組織と大学の研究グループの関係は一とおりではなく、われわれの経験からみても、①中間支援組織に研究グループ自体がなる、②既存の中間支援組織と研究グループが一体化する、③既存の中間支援組織を研究グループが支援する、という少なくとも3種類の関係がある。①の場合、中間支援組織を設立するのか、研究コンソーシアムのような形でいくのか、資金や組織に関する検討を行いながら、中間支援機能強化の方向を探ることが今後の課題である。

2 『ヒューマンセキュリティの基盤』としての言語政策⁸⁾

2-1 多言語多文化共生のための言語政策

1980年前後から日本社会には言語的、文化的背景の異なる人たちが数多く居住するようになった。インドシナ難民の正式受け入れを決め、定住センター開設などの対応策を整えはじめた頃、ほぼ時を同じくして第2次世界大戦後に中国に残された人たちの帰国が始まった。そして、1990年6月の出入国管理および難民認定法（以後、入管法）の改正によって3世までの日系人の就労が可能になったため、南米出身の移住労働者が急増するなど、外国人住民は増加の一途をたどっている。国内の外国人登録者数は1992年には総人口の1%を、2003年には1.5%を越えている。こうした社会状況を指して、日本社会は多言語多文化化したといわれるが、単に異言語や異文化の持ち主が増えたというだけでは、社会の多言語多文化化について論じることはできまい。そこには隣人や他者に対する理解、個人や集団の安全保障や、共生に向けた相互の働きかけが求められる。なにより受け入れ側の立場にある日本人側が社会の多言語多文化化を契機に自らの意識を変え、これまでしばしば指摘されてきた閉鎖性を改める必要がある。社会の構成員すべてが豊かになるための努力をしなくては、真の共生

8) 本節は2005年1月29日に行われた21世紀COEプログラム国際シンポジウム「総合政策学の構築に向けて」における二つの発表（熊谷晃（前長野県総務部国際課企画員、長野県上小地方事務所商工雇用課）「政策決定と実践：研究者のコミットメントをめぐって」、木村護郎クリストフ（上智大学外国語学部）「政策決定と実践——研究者のコミットメントをめぐって——」）がもとになっている。

も多言語多文化社会も実現しない。

そのような共生社会を実現するには、複数の言語の存在をコミュニケーションの障害をもたらす原因としてではなく、相互理解を進めるための有利な手段と捉える視点が必要である。言語がなくては人間のあらゆる営為が成り立たないという意味だけではなく、異なる言語の持ち主が共存する社会では、言語はコンフリクトの原因になる危険性も、平和構築のための手段となる可能性も秘めている。まさにそうした意味で、言語はヒューマンセキュリティの確保に密接に関わっている。そういう認識に立つと、言語に関わる政策が重要なものであり、言語政策がヒューマンセキュリティの基盤を形成するものだということが理解できるだろう。これが、われわれの研究グループが『ヒューマンセキュリティの基盤』としての言語政策』（代表者 平高史也）と称している所以でもある。

多言語多文化共生のための言語政策の立案には言語だけではなく、政治、経済、教育、労働、法などさまざまな領域が関与している。また、既存の理論や原則を個別のケースにあてはめるというよりは、むしろ言語やコミュニケーションに関わる個々の具体的な問題の発見から出発し、その解決に向けた政策の提案・実施・評価という一連のプロセスを通して、言語の使用や選択、普及に関わる社会でのコンセンサスを探っていくという性格のほうが強い。たとえば、外国人の増加によって、学校や市役所などの公的機関ではどの言語を用いるべきかが問題となったとする。この問題の解決には、言語使用に関する実態調査などを通して現状やニーズを把握し、さまざまな立場の人と議論を重ねて、どの言語をどういう場でどのように使ったら良いかに関する政策を提言し、それが実行に移されれば、評価を行うといったプロセスを思い描くことができよう。これまで社会言語学のなかに位置付けられることが多かった言語政策は、政策科学、とりわけ総合政策学の枠組みのなかで今後さらなる研究と実践の展開が期待される領域である。なぜなら、「総合政策学」を、本稿の冒頭で述べたように「問題発見とその解決に向けた政策の提案・実施・評価の一連のプロセスを通して、『ガバナンス＝協治』のあり方を研究する学問」と捉えれば、言語政策に関する研究も十分総合政策的な性格を満たしているからである⁹⁾。

では、第1節での中間支援組織に提起を受けつつ、多言語多文化共生のための言語政策では、中間支援組織としての大学、あるいは研究者はどう関わるべきなのだろうか。以下では、本研究グループのフィールドである藤沢市と長野県を例に述べていくこととする。

2-2 藤沢拠点における研究活動

藤沢市では増加する外国籍児童生徒の教育に対する施策の一つとして1992年6月に湘南台小学校に日本語指導教室¹⁰⁾を開設した。以来、湘南台小学校、神奈川県藤沢市教育委員会、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス(SFC)の3者の間でコラボレーションを進めながら、①ブラジルやペルーなどのポルトガル語やスペイン語を母語とする児童および保護者のための日本の小学校紹介ビデオ¹¹⁾

9) 言語政策の総合政策的な性格については平高(2003)、平高(2005)が扱っている。後者は本節の内容を発展させたものである。

10) 外国籍児童生徒に対する取り出し教育などを行う場は「国際教室」とよばれることが多く、藤沢市でも他の小中学校では「国際教室」だが、湘南台小学校は外国籍児童生徒に対する指導の拠点校的な性格があるため、開室当初から「日本語指導教室」とよばれている。

11) 「¡VIVA! 日本の小学校生活紹介ビデオ」。藤沢市内の小中学校に配布され、今でも活用されている。

の制作、②日本語指導教室での学生による教科指導補助、③外国籍児童のための教材開発、の3本を柱に活動を続けてきた。中心になってこれらの活動を進めてきたのは、SFCのボランティア団体JUMPの学生たちで、当初の数期間は②の外国籍児童生徒の学習支援が主たる目標であった。しかし、数年前からJUMPのメンバーの発案で、外国籍児童生徒ばかりでなく、彼らを取り巻く日本人児童をも対象とした活動が行われるようになってきた。その一例が一般学級での「多言語との出会い」プロジェクト¹²⁾である。

このプロジェクトは、外国籍児童の在籍する一般学級で世界のさまざまな言語に触れる機会をすることで、子どもたちの多言語や異文化に対する意識を喚起し、学校内にある日本語指導教室の存在にも目を向けさせようとしたものである。外国籍児童は単に支援される対象ではなく、日本人児童にとっては言語や文化の異なる世界への窓口ともなる可能性を秘めており、開かれた社会を作る貴重な人的リソースといえる。今の子どもたちはそうした異文化や異言語との接触を、わざわざ海外に行かなくても日本にいながらにして学校で体験することができる。外国籍児童の存在はまさに「内なる国際化」の絶好の契機といえよう。日本人児童と外国籍児童が言語や文化などの違いを越えて、ともに学び、生きていくにはお互いの理解と意識的な働きかけが必要である。それはまた、子どもたちを結び目としたネットワークの形成にもつながり、そのネットワークが学校を越えて地域にも広がっていけば、それは共生のための有用な手段となるだろう。

政策COEのわれわれの研究グループが藤沢市を研究拠点としたのは、以上のような10数年にわたる研究教育活動の蓄積があったからである。藤沢を舞台にした拠点形成活動では学校教育に重点を置き、学校という多言語多文化社会で外国籍児童生徒を取り巻く日本人児童生徒や保護者、教職員、さらには周囲の地域社会がどのように変化していくのかを観察し、言語に関わる政策提言に結びつけようと考えている。具体的な取り組みとして、ここでは次の三つを取り上げる。

まず、上記の「多言語との出会い」プロジェクトを発展させた「身近な異文化を知ろう」プロジェクト¹³⁾を実施した。「多言語との出会い」プロジェクトが1回限りの企画だったのに対して、「身近な異文化を知ろう」プロジェクトは湘南台小学校の5年生のあるクラス¹⁴⁾で半年間「総合的な学習の時間」など17回を利用して、長期的かつ継続的視野のもとに行われた。世界の多言語多文化状況を学ぶこと、簡単なスペイン語講座、ペルーの小学校とのビデオレター交換などを通して、日本人児童の異文化に対する気づきを育てようとして企図されたものである。このように教室に存在する「異なり」を学びのきっかけとした実験授業を通して、児童の異文化に対する意識がどのように変容していくのかを探ったところ、外国籍児童には自己開示や援助行動が、日本人児童には異なる文化に対する関心などが喚起されるようになった。また、自分に自信を持つようになった児童が多く、自他の言語や文化に対する視点が培われ、他者との関係性を考えるようになった。このように、総じて異文化理解に対して好影響がみられた。このプロジェクトは、学生主体で学校側の教員と密に連絡を取りながら共同作業で進められた。また、最終成果を湘南台小学校の全教職員に報告し、コメントを求める

12) このプロジェクトおよびJUMPについては石司・安井(2005)に詳しい。

13) このプロジェクトについての以下の記述は石司(2005)によっている。

14) ペルー、アルゼンチン、台湾、韓国などさまざまな文化的背景を持つ児童が在籍。

というフィードバックの機会を設けた。研究者と現場との交流が政策提言には不可欠だと考えたからである。

次に、藤沢市内の小中学校教員のための国際理解教育ワークショップでは、異文化体験や異文化理解とは何かを考えるきっかけ作りとして、「部屋の四隅」や「いいとこさがし」¹⁵⁾などの参加型アクティビティを体験してもらった。外国籍児童生徒が増加している現状では、国際教室、一般学級を問わず、教員は誰でも外国籍児童生徒とも相対しているのだという意識を共有しなくてはならないが、それ以前に、教員と児童生徒、教員どうし、学校と保護者などのさまざまな関係性の意味を再確認しておかなくてはならない。講師にお招きした山西優二氏（早稲田大学教授）によれば、「関係性」とは自然、人間、社会、時間との関わりのあるあり様を指し、「関係性の再構築」こそが教育の本質であり¹⁶⁾、「人間理解と人間関係作りが基礎的かつ最重要課題」¹⁷⁾であるという。教員ワークショップはこうした関係性の意味を再考する良い機会となった。

最後に、このような異文化理解や国際理解教育について考える場を作り、学校や大学にとどまらないネットワークの形成をめざして、SFCのプロジェクト・メンバーや湘南台小学校の日本語指導教室担当教諭らが中心になって、藤沢市の異文化間教育を考える研究会「手をつなごう」を立ち上げた。1990年代初頭、小中学校の教員向けに6言語による指導マニュアルや家庭への通知文の翻訳などを作成した頃の藤沢市は、日本全国でも先頭を切って地域の外国籍児童生徒の問題に取り組んでいたが、その後、少しその勢いが衰えたかのようにみえる。将来は、この研究会をそうした市の教育行政にも提言を行い、必要ならば人材を提供できるような場として機能させたいと考えている。

藤沢市は文部科学省の「平成17・18年度帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域事業」の指定を受け、湘南台小学校を中心にこの事業に取り組んでいる。今後は政策COEとの協働をより発展させていくことができよう。

以上のような藤沢での活動を、問題発見から仕組みの提案、実験、そして普及という拠点形成の事例として捉えると、図2のようにまとめることができる。

2-3 長野拠点における研究活動

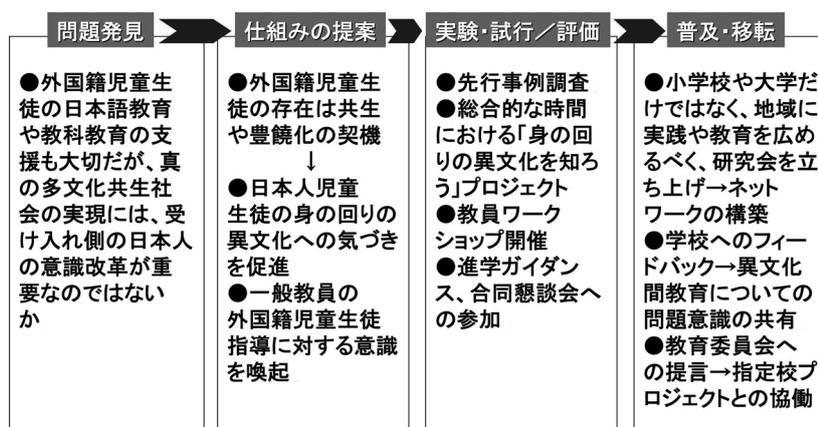
愛知県、群馬県などと並んで、長野県もいわゆるニューカマーの急増によって大きな影響を受けた地方自治体の一つである。2000年ごろから「外国人生活支援ガイドブック」の作成などで初期的な生活支援に対処していたが、2001年に「県政改革ビジョン」を策定し、母語による情報提供や相談体制の整備、県民協働による共生社会作りを柱にした「国籍を越えた共生の県づくり」が本格化している。ここ数年は、県民から集めた募金で奨学金を出すなどして外国籍児童生徒の不就学問題に対処しようとした「サンタ・プロジェクト」や、文化庁の委嘱をきっかけとして県内8ヶ所に開室された「親と子の日本語教室」などで外国籍住民に対する活発な施策を展開している。そして、2003年に県内7ヶ

15) いずれも国際理解教育や開発教育で用いられる参加型学習の手法。学習者の間に好ましい人間関係を築くことを目的としている。

16) 山西（2002）参照。

17) 山西（2004: 121）。

図2 藤沢拠点の活動事例



所に「日本語学習リソースセンター」を開設し、リソースセンター間のネットワークを軸とした地域日本語学習支援の展開を推進しようとしている。北海道や愛知県のように、札幌や名古屋に大規模なリソースセンターを一つ作れば良いという地域とは異なり、長野県は地理的な条件ゆえに県内の移動が容易ではないため、比較的小規模なリソースセンターが県内各地に設置されている。

政策 COE の当研究グループはさまざまな活動を通してこの「日本語学習リソースセンター」による外国籍住民支援ネットワークの構築に参画している。主な課題は①リソースセンターを結ぶ地域日本語支援ネットワークの構築、②このネットワークの継続的運営と機能強化、③政策提言である。

このうち、①を実現するには地域のニーズを調査し、課題を抽出しなくてはならない。当研究グループでは、信州大学教育学部徳井厚子研究室および財団法人長野県国際交流推進協会（ANPIE）と共同で、長野県内の日本語指導者を対象としたアンケートや聞き取り調査を行い、各地区の日本語学習リソースセンターの代表者とともにデータの分析を行った。その結果、日本語学習リソースセンターには教材などを閲覧する、いわゆる図書館としての機能だけではなく、外国籍住民と彼らと関わりのある人たちを結ぶ場としての役割も持たせることができるのではないかという可能性が浮き彫りにされた。つまり、リソースセンターを結び目とした人的ネットワーク形成の可能性である。このアンケート調査の結果は政策提言としてまとめ、ネットワーク形成の具体的な施策を探るための有用なデータとすることができるだろう。また、②の一環として IT を活用した双方向・多方向対話型システムの導入実験を伊那・小諸の日本語学習リソースセンター、ANPIE、SFC の 4 者を結んで行い、すでに ANPIE との間ではネットコンファレンスも行っている。また、日本語学習リソースセンターのウェブサイトが作成され、センター間のリソース（教材リスト、著作権の問題のない手作り教材など）の共有に向けた動きが始まった。さらに、県内の日本語教室およびリソースセンターの関係者が長野市に集まり、参加型のワークショップを行った。このワークショップも藤沢市内の小中学校教員のためのワークショップと同じ趣旨で開催したもので、コミュニケーションや協力といった概念を体感することを主眼とした。今後は、このワークショップや県内 4 ヶ所で行われている外国籍生徒向け高校進学ガイダンスなどの模様を収録して、ウェブサイト上で配信すれば、移動を困難にしている長野県特

有の地理的な条件も克服することができるだろう。

2-4 総合政策学における研究と実践知

以上2ヶ所の拠点における研究課題には、藤沢は学校教育、長野は社会教育というフィールドの違いはあるものの、共通した性格がある。それは、両拠点での課題がいずれも、①これまでの行政システムのなかで生じた問題点やひずみへの対応を迫られるもので、②目の前の問題への対処から出発してその解決に向かって対応が深化するという性格があり、③新たに多様な対処が求められているという点である。たとえば、従来の教員養成は外国籍児童生徒の存在を前提にはしておらず¹⁸⁾、またピタゴラス¹⁹⁾などのブラジル人学校は学校基本法では日本の学校とは認められていない。だから、これまでのシステムでは学校現場における外国籍児童生徒の現状に即効性のある対応は期待できないことになる。外国籍児童生徒のための高等学校への進学指導がしばしば教育委員会ではなく、地域のボランティアや地方自治体の外郭団体などによって主催され、数年経ってはじめて教育委員会が加わるというケースが各地で見られるが、このケースなども従来のシステムでは対応できないことの現われといってよかろう。そうなると、発意、立案、実践、評価という政策プロセスに占める市民やNPOなどの比重がこれまでよりも高くなる。

このように変化した社会環境のなかで、総合政策学の研究者にはどのような役割が求められるのだろうか。

市民や地方行政などの当事者は理念やニーズ、熱意はあっても、しばしばそれを明確な形として提示することができない。また、当事者は自分のコミュニティの問題を他の地域と比較するなどして相違点や共通点を見出したり、既存の政策の評価や効果測定を客観的に行ったりすることは難しい。さらに、当事者自身には問題解決のための専門性を継続的に高めたり、人材を育成したり、再研修したりすることは困難であろう。

こうした困難を克服するのが研究者の課題であり、役割である。以下ではそれを4点にまとめて述べることにする。第一に、市民や地域課題の代弁者となって「想い」や「熱意」の社会的な意義を明確にすることによって、それらを形にして社会現象における普遍的な課題を見出すという役割が挙げられる。これはまさに総合政策学における問題の発見であろう。そのためには、研究者自身も地域の現場に関わり、課題の認識につとめなくてはならない。総合政策学においてフィールドワークが重要な理由もそこにある。第二に、既存の政策を評価し、検証することによって、理念を具体化し、新たな政策の実現に向けて提言するという役割がある。ここでは、単に量的・質的調査を行って適切な分析や考察をするだけでなく、当事者の視点からデータを分析するという態度が求められる。それには、データの分析や考察も研究者だけで行うのではなく、現場の当事者にも参加を求めるのが良い。第三に、市民活動や地方行政が必要としている人材の育成や提供という課題がある。地域の言語政策

18) こうした認識に基づいて教育実習に国際理解教育や異文化間教育の要素を取り入れようとしている興味深い試みとして、群馬大学教育学部のプロジェクトがある。古屋（2005）参照。

19) ブラジル政府が認可している私立学校。多民族共生教育フォーラムによれば、2005年9月10日現在、栃木、群馬、山梨、静岡、長野、愛知の各県に合計6校ある。

の領域では、異文化間教育の意義を理解し、実践できる人材として、教員だけではなく、地域の言語問題の解決に参与し、政策の立案に関わることのできる言語コーディネータや、異文化理解に対して許容度の高い人材を育てるためのファシリテータの養成²⁰⁾などが急務となっている。文化庁(2004)は「日本語学習支援コーディネータの具体的役割」を、①住民として共に育む場の創造、②地域内ネットワークの構築、③学習者の地域参加の場作り、④問題意識の共有と問題解決の仕組み作りの4点にまとめている²¹⁾。最後に、市民活動に資する「学び」と「場」を提供するのも研究者の役割である。「学び」の機会は当事者にとっては自らの活動を見直すチャンスとなろうし、「場」は、当事者にとっては情報交換やひいてはネットワーク形成の格好の機会となる。

藤沢や長野の拠点で当研究グループが行っているワークショップは、まさにそのような「学び」と「場」の両方を提供する機会でもある。長野県のように、同じ外国籍住民の日本語支援に携わっていても、地理的条件ゆえに一堂に会することすら容易ではないという地域では、「場」の提供は単なるワークショップ以上の意味を持つ。本来のワークショップや研修が終わっても、会場を後にすることなくいつまでも議論している姿があちこちでみられることが多いのはそのためである。また、藤沢の「身近な異文化を知ろう」プロジェクトでは学校側の教員と密に連絡を取りながら実験授業を進め、その報告を湘南台小学校の全教員の前で行い、長野で行ったアンケート調査では、「日本語学習リソースセンター」の代表者に集まってもらってデータの分析を進めた。これは、研究者だけの視点でデータを分析しても社会に還元できる考察が得られないと考えたからである。実験授業の意義を日本語指導教室の担当教諭だけではなく、外国籍児童を一般学級で預かる教員を含む全教員と共有し、アンケート調査のデータの意味を外国籍住民と現場で日々接している当事者である日本語指導者とともに考えることによって、初めて研究と実践が一つの円環をなす。そこには、いかにして児童にとって得るところのある、より良い授業を作り、住民にとって利用しやすい「日本語学習リソースセンター」を作っていくかという目的がある。多言語多文化化がもたらす新しい社会状況に日々接している当事者たちは自分たちの取り組みの方向性が果たして正しいのかといった疑問を抱きながら、教育や支援活動に関わっていることが少なくない。そうした疑問に対する答えや新たな視点、気づきを与えたり、あるいは、それについて考えるきっかけを与えたり、理念や「想い」の具体化と政策の実現に向けて継続的な「学び」を支援するのが研究者の役割といえよう。

これまでは、大学あるいは研究者はしばしば社会とは切り離されたところにあって、審議会のように出席を求められた場合にのみ政策形成に参加するという位置付けをされていたように思う。実際、これまでの日本の言語政策は、文部省の諮問機関として昭和9年に設置された国語審議会²²⁾の答申に基づいて決められたものが多かったし、結果的に日本語普及政策となった、いわゆる「留学生10万人計画」も中曽根総理大臣(当時)の指示で「21世紀への留学生政策懇談会」がまとめた「21世紀への留学生政策に関する提言」(1983年)がもとになっていた。

20) 2001年度から文化庁の委嘱で(社)国際日本語普及協会が「地域日本語支援コーディネータ研修」を実施し、すでに研修の修了者が地方自治体などで仕事をしている。

21) 文化庁(2004:118-119)。

22) 国語審議会は平成12年にその歴史を閉じ、以後、国語問題は文化審議会の分科会で議論されている。

しかし、外国籍住民との共生のように、今日の日本社会が避けて通れない、それでいてこれまでの行政システムでは解決が困難な課題の場合は、大学や研究者が関与できる余地がかなり残されている。たとえば、文部科学省が「帰国・外国人児童生徒教育に関する施策」の一つとして1999年度から実施している「外国人児童生徒等教育相談員派遣事業」は、「外国人児童生徒又は北朝鮮および中国等帰国児童生徒、その保護者および教員等に対し、当該児童生徒の母語を理解でき、かつ教育相談等を行うことのできる教育相談員を学校等に派遣し、学習面や生活面の適応等の教育相談活動等を行う」²³⁾ ためのものだが、その運用や人選は各地の教育委員会に委ねられている。こういうケースでは大学などの研究者集団が外国人児童生徒の母語を解する人材を提供できる可能性が高い。つまり、中間支援組織としての大学や研究者は外国人の言語支援などの当該のフィールドと常に行き来することによって、行政主体や市民やNPOのニーズを把握し、活動を支援できる態勢を整えておかななくてはならない。それは、研究者に求められる実践の知であるともいえよう。また、大学や研究者が市民やNPOを支援するのではなく、大学が進めている研究や教育が同時に実践そのものとなる場合もあるだろう。いずれのケースでも重要なのは、研究者（集団）は現場には関与し、現場との対話を常に維持するものの、あくまでも行政の主体ではなく、市民やコミュニティの主体性を尊重して事にあたるという姿勢であろう。政策の実施主体のごく近くにおいて現場のニーズを把握し、視点や情報、あるいは人材を提供し、政策をチェックするという、新しい位置付けが求められるのである。

こうした総合政策学における研究者（集団）の役割は、ひとことでいえば、「つなぐ」ということばにまとめられるのではないかと思う。似たような課題や問題を抱えた当事者をつなぎ、あるいは、互いに関連のない異なった領域の当事者をつなぐのも研究者の大きな役割であろう。たとえば、高齢者の安定居住と外国人のための言語政策という異なる問題領域も、密接な接点をもっていることは看過できない。在日外国人の高齢者問題や介護への外国人の参入などは今後ますます大きな課題となることは必然である。さらに、上で述べたように、対話の場をつくったり情報を提供したりという活動を通して、行政や市民、異なる分野の専門家など、さまざまな活動主体（アクター）をつなぐという課題があげられる。さまざまな問題について問題提起と情報提供を行って議論の場を設けるような組織が、多言語多文化社会における言語政策のように、領域横断型の問題に処する場合の研究者（集団）のあり方なのではなかろうか。

在住外国人急増のきっかけとなった1990年の入管法の改正と、ほぼ時を同じくして日本のバブル経済は終焉を迎え、それとともに戦後日本の民主主義や行財政システムは大きな転換期にさしかかっている。これまでの中央政府による最大多数による、最大多数の幸福を追求する政策では対処できないひずみや先例のない課題が目に見えてきた。このように、行財政環境が変化すると、当然、政策の方向性も市民が行政に求めるものも変わってくる。従来のように上からの施策に甘んじているのではなく、自ら地域のニーズを掘り起こし、公的な活動に参加して、支援や自己実現を図ろうというアクターも生まれてきた。このような時の流れのなかには、研究者の姿勢も変化せざるを得ないであろう。総合政策学としての言語政策研究も、常に社会への知の還元を念頭に置いた研究活動を展開

23) 文部科学省ホームページ「帰国・外国人児童生徒教育に関する施策」(2005年4月30日現在)。

しなくてはならない。それがひいてはヒューマンセキュリティの基盤形成につながり、国語学者で社会言語学会の初代会長でもあった故徳川宗賢氏が唱えていた「ウエルフェア・リングイスティックス」²⁴⁾の理念にも適ったものになるのである。

3 おわりに

問題解決実践と総合政策学研究について、最後にもう一度振り返ってみよう。まず、われわれが新しいと考えている総合政策学アプローチは、結局のところ、参与観察や事例研究とどう違うのかという疑問があるだろう。たとえば、高齢者グループリビングについても、NPO 法人 COCO 湘南の活動の事例研究から導いたものに多くを依拠しているのではないかといった疑問である。たしかに、われわれは事例研究を行っているし、それらを整理したものは一つの研究成果であると考えている。しかし、事例を集め、そこから共通した要素を抽出し、高齢者グループリビングの成立構造を解き明かそうとだけしているわけではない。グループリビングという居住形態に、高齢期をできるだけ長く自立して豊かに暮らすための選択肢としての意義を見出し、社会的に普及するための仕組みをどのように組み立てれば良いかを第一に考え、そのための小さな解決策の部品を導き出しながら、一方で大きな枠組みにも関与しつつ、仕組みが全体として前進することを目指している。

とすると、研究の成果はわれわれがコミットした仕組みがどの程度普及するかにかかっており、一定の年月が経たなければ、研究をまとめられないことになるのであろうか。それも一つの成果の出し方であるが、解決策の部品をどのように作り出すかをめぐって必要なデータを集め、部品の有効性を社会実験なども行いながら検証するといったプロセスも研究になりうるし、その方がむしろ主流であろう。先に述べたように、高齢者グループリビングでは、居住者と外部サービス資源をつなぐコーディネータの役割や制度化に関する研究、外部の生活支援サービス供給主体の育成に関する研究といったことが重要なテーマになるだろう。その研究成果（途中成果）を現場に戻しながら、解決策をリファインしていけば、現実に対しても有効であり、そのプロセスを研究論文としてまとめていくこともできる。

こうした問題解決実践と研究とを同時に行い、たとえ学生が入れ替わっても成果が蓄積されていくようにするためには、個別活動主体と連携を保つ中間支援組織が有効である。この場の整備に総合政策学部を持つ大学がどのように関与するか、それ自体も研究テーマになるであろうし、その成果によって安定的な場の形成に成功すれば、継続的に問題発見と仕組みの提案を行える実践的研究の場を得ることができるだろう。

24) アマルティア・センの「ウエルフェア・エコノミックス」に触発されて徳川宗賢氏が使い始めた語。言語の研究そのものだけでなく、社会への貢献を考えて、従来の言語学をとらえなおそうとした。徳川（1999）参照。

参考文献

(第1節関連)

- 大江守之 (2003) 「人口変動と都市・住宅政策」岡部光明編『総合政策学の最先端Ⅰ』慶應義塾大学出版会。
- (2004a) 「人口変動と住宅需要」『都市住宅学』No.47、160-167頁。
- (2004b) 「高齢者グループリビングの展開と可能性」『Quality Nursing』第10巻第10号、25-30頁。
- (2005) 「高齢者グループリビングの可能性と課題」『都市問題研究』第57巻第10号、31-42頁。
- 金子郁容 (2002) 『新版コミュニティ・ソリューション』岩波書店。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2002a) 『日本の将来推計人口』。
- (2002b) 『都道府県の将来推計人口』。
- (2003) 『日本の世帯数の将来推計 (全国推計)』。
- (2005) 『日本の世帯数の将来推計 (都道府県別推計)』。
- 榊原清則 (1992) 『企業ドメインの戦略論』中央公論社。
- 藤井多希子・大江守之 (2005) 「世代間バランスからみた東京大都市圏の人口構造分析」、『日本建築学会計画系論文集』No.593、123-130頁。
- Oe, Moriyuki (2005) Japan's Aging Society and Its Problems and Implications for Future Urban Development, *Policy and Governance Working Paper Series*, forthcoming.
- Fujii, Takiko and Oe, Moriyuki (2004) Urbanization Process and Change of Habitation in the Latter Half of the 20th Century in the Suburbs of the Tokyo Metropolitan Area, *Proceedings of International Symposium on City Planning 2004*, City Planning Institute of Japan, pp. 425-434.

(第2節関連)

- 石司えり (2005) 「多言語多文化社会における『相互的学び』を目指して——藤沢市立湘南台小学校の異文化間教育実践から——」慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科提出未公開修士論文。
- 石司えり・安井綾 (2005) 「ボランティア団体 JUMP の活動」日比谷潤子・平高史也編著『多言語社会と外国人の学習支援』慶應義塾大学出版会、151-181頁。
- 多民族共生教育フォーラム「日本にあるブラジル人学校」(2005年11月17日)〈<http://www5d.biglobe.ne.jp/~mingakko/brasilgakko.htm>〉
- 徳川宗賢 (1999) 「ウエルフェア・リングイスティックスの出発」(対談者 J. V. ネウストプニー)『社会言語科学』第2巻第1号、社会言語科学会、89-100頁。
- 平高史也 (2003) 「言語政策の枠組み——現代日本の場合を例として——」梅垣理郎編『総合政策学の最先端Ⅲ——多様化・紛争・統合』慶應義塾大学出版会、128-151頁。
- (2005) 「総合政策学としての言語政策」慶應義塾大学大学院 21 世紀 COE プログラム、総合政策学ワーキングペーパーシリーズ、第83号。〈<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/>〉

index.html〉

古屋健ほか編（2005）『研修講座 日本語指導が必要な児童生徒の可能性を拓く』報告書、群馬大学教育学部古屋研究室。

文化庁編（2004）『地域日本語学習支援の充実——共に育む地域社会の構築に向けて——』。

山西優二（2002）「国際理解教育とは——そのねらいとその方法——」武蔵野市国際交流協会（MIA）編『わ～い！ 外国人が教室にやってきた！ 学校と地域がつくる国際理解教育』、9-22 頁。

————（2004）「多文化共生に向けての教育を考える」田尻英三・田中宏・吉野正・山西優二・山田泉『外国人の定住と日本語教育』ひつじ書房、103-127 頁。

文部科学省「帰国・外国人児童生徒教育に関する施策」（2005 年 4 月 30 日）〈http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/kiko_zi0.html〉

既刊「総合政策学ワーキングペーパー」一覧*

番号	著者	論文タイトル	刊行年月
1	小島朋之 岡部光明	総合政策学とは何か	2003年11月
2	Michio Umegaki	Human Security: Some Conceptual Issues for Policy Research	November 2003
3	藤井多希子 大江守之	東京圏郊外における高齢化と世代交代——高齢者の安定居住に関する基礎的研究	2003年11月
4	森平爽一郎	イベントリスクに対するデリバティブズ契約	2003年11月
5	香川敏幸 市川 顕	自然災害と地方政府のガバナンス～1997年オーデル川大洪水の事例～	2003年12月
6	巖 網林 松崎 彩 嶋原美可子	地域エコシステムのマッピングとエコシステムサービスの評価——地域環境ガバナンスのためのGISツールの適用——	2003年12月
7	早見 均 和気洋子 吉岡完治 小島朋之	瀋陽市康平県におけるCDM（クリーン・デベロプメント・メカニズム）の可能性と実践：ヒューマンセキュリティに向けた日中政策協調の試み	2003年12月
8	白井早由里	欧州の通貨統合と金融・財政政策の収斂——ヒューマンセキュリティと政策対応	2003年12月
9	岡部光明	金融市場の世界的統合と政策運営——総合政策学の視点から——	2003年12月
10	駒井正品	PFI事業の事業者選定における価格と質の評価方法への総合政策学的接近	2003年12月
11	小暮厚之	生命表とノンパラメトリック回帰分析——我が国生保標準生命表における補整の考察	2004年1月
12	Lynn Thiesmeyer	Human Insecurity and Development Policy in Asia: Land, Food, Work and HIV in Rural Communities in Thailand	January 2004
13	中野 諭 鄭 雨宗 王 雪萍	北東アジアにおけるヒューマンセキュリティをめぐる多国間政策協調の試み：日中韓三国間のCDMプロジェクトの可能性	2004年1月

* 各ワーキングペーパーは、当 COE プログラムのウェブサイトに掲載されており、そこから PDF 形式で全文ダウンロード可能である。ワーキングペーパー冊子版の入手を希望される場合は、電子メールで当プログラムに連絡されたい (coe2-sec@sfc.keio.ac.jp)。また当プログラムに様々なかたちで関係する研究者は、その研究成果を積極的に投稿されんことを期待する (原稿ファイルの送信先: coe2-wp@sfc.keio.ac.jp)。なお、論文の執筆ならびに投稿の要領は、当プログラムのウェブサイトに掲載されている。

当プログラムのウェブサイト <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>>

14	吉岡完治 小島朋之 中野 諭 早見 均 桜本 光 和氣洋子	瀋陽市康平県における植林活動の実践：ヒューマンセキュリティの日中政策協調	2004年2月
15	Yoshika Sekine, Zhi-Ming YANG, and Xue-Ping WANG	Air Quality Watch in Inland China for Human Security	February 2004
16	Patcharawalai Wongboonsin	Human Security and Transnational Migration: The Case in Thailand	February 2004
17	Mitsuaki Okabe	The Financial System and Corporate Governance in Japan	February 2004
18	Isao Yanagimachi	Chaebol Reform and Corporate Governance in Korea	February 2004
19	小川美香子 梅嶋真樹 國領二郎	コンシューマー・エンパワーメント技術としてのRFID——日本におけるその展開——	2004年2月
20	林 幹人 國領二郎	オープンソース・ソフトウェアの開発メカニズム——基幹技術開示によるヒューマンセキュリティ——	2004年2月
21	杉原 亨 國領二郎	学生能力を可視化させる新しい指標開発——経過報告——	2004年2月
22	秋山美紀	診療情報の電子化、情報共有と個人情報保護についての考察——ヒューマンセキュリティを実現する制度設計に向けて——	2004年3月
23	飯盛義徳	地域活性化におけるエージェントの役割——B2Bシステムによる関係仲介とヒューマンセキュリティ——	2004年3月
24	山本悠介 中野 諭 小島朋之 吉岡完治	太陽光発電のユーザーコストとCO ₂ 削減効果：大学におけるヒューマンセキュリティへの具体的取組みに向けて	2004年3月
25	Jae Edmonds	Implications of a Technology Strategy to Address Climate Change for the Evolution of Global Trade and Investment	March 2004
26	Bernd Meyer Christian Lutz Marc Ingo Wolter	Economic Growth of the EU and Asia: A First Forecast with the Global Econometric Model GINFORS	March 2004
27	Wei Zhihong	Economic Development and Energy Issues in China	March 2004
28	Yoginder K. Alagh	Common Futures and Politics	March 2004

29	Guifen Pei Sayuri Shirai	China's Financial Industry and Asset Management Companies——Problems and Challenges——	April 2004
30	Kinnosuke Yagi	Decentralization in Japan	April 2004
31	Sayuri Shirai	An Overview of the Growing Local Government Fiscal Problems in Japan	April 2004
32	Sayuri Shirai	The Role of the Local Allocation Tax and Rerorm Agenda in Japan——Implication to Developing Countries——	April 2004
33	山本 聡 白井早由里	経済安定の基盤としての地方自治体の財源問題——地方交付税のフライペーパー効果とその実証分析——	2004年4月
34	岡部光明 藤井 恵	日本企業のガバナンス構造と経営効率性——実証研究——	2004年4月
35	須子善彦 國領二郎 村井 純	知人関係を用いたプライバシ保護型マッチングシステムの研究	2004年4月
36	渡部厚志	「移動の村」での生活史：「人間の安全」としての移動研究試論	2004年4月
37	巖 網林	自然資本の運用による環境保全と社会発展のためのフレームワークの構築——チンハイ・チベット高原を事例として——	2004年4月
38	榊原清則	知的メンテナンス・システムの構築をめざすアメリカの産学官連携プロジェクト	2004年5月
39	白井早由里 唐 成	中国の人民元の切り上げについて——切り上げ効果の検証と政策提言——	2004年5月
40	草野 厚 岡本岳大	対中国ODAに関するメディア報道の分析——新聞報道の比較を中心に——	2004年5月
41	草野 厚 近藤 匡	政策決定過程におけるマスメディアの機能——イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道の影響——	2004年5月
42	草野 厚 古川園智樹 水谷玲子	視聴率の代替可能性——メディア検証機構に焦点を当てて——	2004年5月
43	中川祥子	「信頼の提供」に基づいたNPOと行政のパートナーシップ・モデルの提示	2004年5月
44	安西祐一郎	ヒューマンセキュリティへの総合政策学アプローチ	2004年5月
45	小倉 都	日本における再生医療ビジネスの課題とベンチャー企業の取り組み——ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの事例分析について——	2004年7月

46	伴 英美子	高齢者介護施設における従業員のバーンアウトに関わる組織システムの調査——総合政策学的視座——	2004年7月
47	伊藤裕一	「開かれた政策協調手法」の発展とその評価——EU雇用政策分野における取組みを中心に——	2004年7月
48	Hideki Kaji Kenichi Ishibashi Yumiko Usui	Human Security of the Mega-cities in East and South-East Asia	July 2004
49	Takashi Terada	Thorny Progress in the Institutionalization of ASEAN+3: Deficient China-Japan Leadership and the ASEAN Divide for Regional Governance	July 2004
50	Sayuri Shirai	Recent Trends in External Debt Management Practices, Global Governance, and the Nature of Economic Crises——In Search of Sustainable Economic Development Policies	September 2004
51	Sayuri Shirai	Japan, the IMF and Global Governance——Inter-Disciplinary Approach to Human Security and Development——	September 2004
52	Sarunya Benjakul	Equity of Health Care Utilization by the Elderly Population in Thailand during the Periods of the Economic Bubble and after the Economic Crisis: Human Security and Health Policy Options	September 2004
53	中林啓修	先進国の治安政策と「人間の安全保障」——EU 司法・内務政策を巡る考察——	2004年9月
54	Yuichi Ito	Globalisation, Regional Transformation and Governance——The Case of East Asian Countries——	January 2005
55	孫 前進 陳 宏 香川敏幸	东北亚经济空间形成中的流通环境分析 [中国語論文]	2005年1月
56	巖 網林 小島朋之 早見 均	運用京都协议书清洁开发机制 (CDM) 构筑可持续发展的植树造林机制——日本庆应义塾大学与中国沈阳市林业局合作造林的实践经验 [中国語論文]	2005年1月
57	白井早由里	開発援助 (ODA) のもたらすマクロ経済問題——総合政策学アプローチに向けて——	2005年1月
58	白井早由里	援助配分・供与についての新しいアプローチ——ヒューマン・セキュリティとミレニアム開発目標の達成に向けて——	2005年1月
59	小暮厚之	多変量保険リスク管理への共単調性アプローチ——ヒューマンセキュリティへの基盤研究——	2005年4月

60	枇々木規雄	動的投資決定のための多期間ポートフォリオ最適化モデル——ヒューマンセキュリティへの基盤研究——	2005年4月
61	松山直樹	変額年金保険のリスク管理（現状と課題）——ヒューマンセキュリティへの基盤研究	2005年4月
62	工藤康祐 小守林克哉	EIA（株価指数連動型年金）に含まれるオプション性について——ヒューマンセキュリティへの基盤研究——	2005年4月
63	田中周二	第三分野保険（医療、就業不能、介護）の経験表の作成について——ヒューマンセキュリティへの基盤研究——	2005年4月
64	田中周二	大論争「現行アクチュアリー実務は間違っているのか」——ヒューマンセキュリティへの基盤研究——	2005年4月
65	巖 網林 宮坂隆文	衛星データによる砂漠化進行の時系列分析と農業政策による影響の考察——中国内蒙古自治区ホルチン砂地を事例として——	2005年4月
66	中林啓修	司法・内務分野におけるEUの対中東欧支援政策——「人間の安全保障」実現にむけた国際協力構築の一形式——	2005年4月
67	青木節子	宇宙の軍事利用を規律する国際法の現状と課題	2005年4月
68	青木節子	適法な宇宙の軍事利用決定基準としての国会決議の有用性	2005年4月
69	岡部光明 光安孝将	金融部門の深化と経済発展——多国データを用いた実証分析——	2005年4月
70	森平爽一郎 神谷信一	日本の家計はバブル崩壊以降危険回避的であったのか？	2005年4月
71	小暮厚之 長谷川知弘	将来生命表の統計モデリング：Lee-Carter 法とその拡張——ヒューマンセキュリティへの基盤研究——	2005年4月
72	山田 悠 小暮厚之	取引システムが価格形成に与える影響の分析——総合政策学の視点による研究——	2005年7月
73	駒井正品	住宅バウチャー：アメリカの経験に学ぶ	2005年7月
74	安井 綾 平高史也	「ヒューマンセキュリティの基盤」としての言語政策	2005年7月
75	野中 葉 奥田 敦	インドネシアにおけるジルバップの現代的展開における総合政策学的研究——イスラームと向き合う世俗高学歴層の女性たち	2005年7月
76	岡部光明	総合政策学の確立に向けて（1）：伝統的「政策」から社会プログラムへ	2005年8月

77	岡部光明	総合政策学の確立に向けて (2) : 理論的基礎・研究手法・今後の課題	2005年8月
78	國領二郎	ネットワークと総合政策学	2005年8月
79	小島朋之 巖 網林	総合政策学による環境ガバナンスの実践——東アジアにおける環境問題と国際政策協調スキームの構築——	2005年8月
80	白井早由里	開発援助政策のマクロ経済学と制度アプローチの融合——総合政策学によるメソッドの提案——	2005年8月
81	梅垣理郎	ヒューマンセキュリティと総合政策学	2005年11月
82	大江守之 平高史也	問題解決実践と総合政策学——中間支援組織という場の重要性——	2005年11月
83	平高史也	総合政策学としての言語政策	2005年11月
84	岡部光明	日本企業：進化する行動と構造——総合政策学の視点から——	2005年11月

1. (シリーズの目的) 当ワーキングペーパーシリーズは、文部科学省 21 世紀 COE プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点 --- ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して」の趣旨に沿って行われた研究成果をタイミングよく一般に公開するとともに、それに対して幅広くコメントを求め、議論を深めていくことにあります。このため編集委員会は、同プログラム事業推進担当者 30 名（以下 COE 推進メンバーという。当 COE ウェブページに氏名を掲載）またはその共同研究者等（下記の 4 を参照）による積極的な投稿を期待しています。なお、主として研究論文を集録する当シリーズとは別に、専ら研究資料を集録するために「総合政策学研究資料シリーズ (Policy and Governance Research Data and Document Series)」を 2004 年 6 月に新たに創設しました。当 COE の研究領域や研究内容等はウェブページ（本稿末尾）をご参照ください。

2. (集録論文の性格) シリーズに集録する論文は、原則として日本語、英語、または中国語で書かれた論文とします。集録対象は、未発表論文だけでなく、学会報告済み論文、投稿予定論文、研究の中間報告的な論文、当 COE 主催ワークショップ等における報告論文、シリーズの趣旨に合致する既発表論文（リプリント）など、様々な段階のものを想定していますが、性格的には原則として研究論文といえるものとします。集録論文のテーマは比較的広く設定しますが、上記趣旨に鑑み、原則として総合政策学ないしその方法論、あるいはヒューマンセキュリティに関連するものとします。このため、論文主題、論文副題、あるいは論文概要のいずれかにおいて原則として「総合政策学」または「ヒューマンセキュリティ」という用語のいずれか（または両方）が入っていることを当シリーズ採録の条件とします。

3. (投稿の方法) 投稿は、論文の文書ファイル（図表等が含まれる場合はそれらも含めて一つのファイルにしたもの）を電子メールによって下記にあてて送信してください。文書ファイルは、原則として MS-Word または LaTeX で書かれたものとします。後者による場合には、既刊ワーキングペーパーの様式に準じて作成していただき、そのまま印刷できる様式のもの（camera-ready manuscript）をご提出ください。なお、投稿の締切り期限は特に設けず、随時受け付けます。

4. (投稿資格) 当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員は直接投稿できるものとしますが、それ以外の研究協力者（共同研究者あるいは当 COE リサーチアシスタント等）は必ず当 COE 推進メンバーを経由して投稿してください。この場合、経由者となる COE 推進メンバーは、論文の内容や形式等を十分に点検するとともに必要な修正を行い、責任が持てる論文にしたうえで提出してください。投稿論文は、その著者として SFC 修士課程学生や SFC 学部学生を含む共著論文であってもかまいません（ただし学部学生は第一著者にはなれません）。著者として SFC 大学院以外の大学院生を含む場合には、修士課程学生は第一著者になれず、また博士課程学生も原則として第一著者になれません。研究協力者が SFC の内部者、外部者のいずれの場合でも、投稿論文の著者（複数著者の場合はそのうち少なくとも 1 名）は博士課程在籍中の学生またはそれ以上の研究歴を持つ研究者（当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員はこれに含まれる）であることを条件とします。

5. (論文査読の有無) シリーズの趣旨に鑑み、一般の学術専門誌のような論文査読は行わず、できるだけ幅広く集録してゆく方針です。ただし、シリーズの趣旨に合致する論文とはいいがたいと編集委員会が判断する場合には、編集委員会は、1) 当該論文の採録を見送る、2) 掲載するうえで必要な改訂（体裁その他の点）を著者をお願いする、3) 当シリーズではなく「総合政策学研究資料シリーズ」への採録に回す、などの対応をとることがあります。編集委員会が投稿原稿を受理した場合、通常 10 日以内に必要な改訂の有無を執筆者に電子メールで直接ご連絡します。なお、集録が決定した場合、鮮明な印刷原紙作成のために図表等の原データ（例えば Photoshop EPS など）の提出をお願いする場合があります。

6. (投稿料・原稿執筆料) 投稿料は不要です。一方、原稿執筆料は支払われません。集録論文の著者には当該ワーキングペーパーを原則として40部進呈いたします(それ以上の場合も十分対応できますので申し出て下さい)。

7. (著作権) ワーキングペーパーの著作権は、当該論文の執筆者に帰属します。

8. (公開方法) 本シリーズに含まれる論文は、編集委員会が統一的な様式に変換したうえで冊子体に印刷して公開します(既刊論文をご参照。なお提出原稿にカラー図表等が含まれていても構いませんが、それらは冊子印刷に際しては全てモノクロとなります)。またウェブ上においても、原則としてすべての論文をPDFファイル形式でダウンロード可能な状態で掲載し、公開します。

9. (原稿執筆要領) 提出原稿の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1) A4版、横書き、各ページ1列組み(2列組みは不可)。

2) 活字サイズは、日本語または中国語の場合10.5~11ポイント、英語の場合11~12ポイントとする。1ページあたりの分量は、日本語または中国語の場合1ページ40字30行、英語の場合1ページ30行をそれぞれ目安とする。(これら3つの言語以外の言語による場合は適宜読み替える。以下同様。)

3) タイトルページ(1枚目)には、論題、著者名、著者の所属と肩書き(大学院生には修士課程在学中か博士課程在学中かを明記のこと)、著者の電子メールアドレスのほか、必要に応じて論文の性格(学会発表の経緯など)や謝辞を記載。「COEの研究成果である」といえる場合には必ずその旨を記載する。なお、日本語論文の場合は、論題(メインタイトルおよびサブタイトル)ならびに著者名の英語表示もページ下方に適宜記載する(当該論文には印刷しないが、英文ワーキングペーパー末尾に付ける既刊一覧表で必要となるため)。

4) その次のページ(2枚目)には、論題、著者名、概要、キーワード(4-6つ程度)を記載。概要は必須とし、一つの段落で記載する。その長さは7-12行(日本語論文または中国語論文の場合は250字-400字程度、英文論文の場合は150語程度)を目安とし、単に論文の構成を記述するのではなく分析手法や主な結論など内容面での要約も必ず記述する。なお、中国語論文の場合の概要は、中国語に加え、英語または日本語でも付けること。

5) 本文は、その次のページ(3枚目)から始める。

6) タイトルページを第1ページとし、論文全体に通しページ(下方中央)を付ける。

7) 注は、論文全体として通し番号をつけ、該当ページの下方に記載する(論文の最後にまとめて記載するのではなく)。

8) 図と表は区別し、それぞれ必ずタイトルをつける。またそれぞれ通し番号をつける。それぞれの挿入箇所を明示する(図表自体は論文末尾に一括添付する)か、あるいは本文中に直接はめ込むか、いずれでもよい。

9) 引用文献は、本文の最後にまとめて記載する。その場合、日本語文献、外国語文献の順。日本語文献は「あいうえお」順、外国語文献は「アルファベット」順。

10) 文献リストには、引用した文献のみを記載し、引用しなかった文献は記載しない。

11) 論文の長さは、特に制約を設けないが、研究論文として最も一般的な長さと考えられるもの(本文が15-30ページ程度)を目安とする。

10. (投稿要領の改訂) 投稿要領の最新時点のものは、随時、当COEのウェブページに掲載します。

論文の投稿先: coe2-wp@sfc.keio.ac.jp

論文冊子の入手その他: coe2-sec@sfc.keio.ac.jp

論文のPDF版(COEウェブページ): <http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>

ワーキングペーパーシリーズ編集委員: 岡部光明(編集幹事)、梅垣理郎、駒井正晶